

## 国立大学法人大分大学且野原キャンパスにおける移動販売事業者の公募要領

### 1 業務名

国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）且野原キャンパスにおける移動販売事業者の公募

### 2 目的

学生等の福利厚生の一環として、食事がとりやすい環境を提供し、更には、キャンパス内の賑わいを創出するため、移動販売事業者（以下「事業者」という。）を本法人且野原キャンパス内に出店・営業させることを目的とする。

### 3 事業内容等

#### (1) 事業内容

本法人が指定する場所・日時において、食品等の移動販売を行う。

#### (2) 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の3か月前までに本法人・事業者いずれからも何ら意思表示がない場合は、契約期間満了の翌日から向こう1年間の契約を更新したものとみなし、その後も同様とする。

なお、契約の更新は4回までとし、令和12年3月31日で契約満了とする。

#### (3) 出店場所

別紙のとおり（本法人且野原キャンパス内「いこいの広場」周辺（大分県大分市大字且野原700番地））。なお、本法人学生支援部学生・留学生支援課（以下「担当課」という）の指示により変更する場合がある

#### (4) 出店台数

数台程度

### 4 応募資格及び応募要件

移動販売事業又は店舗による飲食店営業等の実績があり、安定した移動販売の運営が可能な事業者で、当該事業に必要な資格（営業許可）を有し、かつ、以下の各号に該当する者であること。

- (1) 役員等（事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者、及び事業者が個人である場合にはその者をいう。以下同

じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)でないこと。

- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたことがないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力、若しくは関与していないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当していないことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められないこと。
- (7) 事業者が、(1)から(5)までのいずれかに該当していない者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、本法人が事業者に対して当該契約の解除を求めた場合、これに従えること。
- (8) 本法人契約事務取扱規程第7条及び同規程第8条の規定に該当しない者(契約を締結する能力を有しない者に該当しない者等)であること。
- (9) 本法人契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 自治体の実施する指導監督において、業務停止命令を受けていない者であること。
- (11) 申込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者でないこと。
- (12) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (13) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者でないこと。
- (14) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴され、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者でないこと。
- (15) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者でないこと。
- (16) 市民税等の税金を滞納している者でないこと。
- (17) 大分市保健所の営業許可証を受けた者であること。
- (18) 食品衛生責任者の資格を有する者であること。
- (19) PL保険等賠償保険に加入している者であること。
- (20) 出店場所周辺のゴミの回収及び販売食品に係る適切なゴミ処理ができる者であること。
- (21) 移動販売に係るスケジュール、出店場所、出店日時に同意できる者であること。

- (22) 電子媒体（ホームページ、SNS等）を利用し営業内容（出店スケジュール、メニュー等）について、情報発信できる者であること。
- (23) 毎月の売上金、販売数量等に関する情報を取りまとめ、各四半期の翌月の本法人が指定する日（中旬頃を予定）までに報告できる者であること。
- (24) 四半期毎の売上金の3%を、大学運営及び教育研究支援のための寄附金として本法人に納めることができる者であること。

## 5 出店について

### (1) 出店形態・方法

移動型店舗（移動販売車等）による食品（弁当、飲料等を含む。）等の販売とする。

### (2) 出店開始時期

契約締結後に担当課と事業者で協議の上、決定するものとする。

なお、出店開始日は令和7年4月1日以降とする。

### (3) 出店日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始休業（12月29日から1月3日まで）、学生の長期休業（夏季・春季）及び本法人が設置する大分大学（以下「本学」という。）の行事に基づく休業日（入試等）については、出店を要しない日とする。

なお、具体的な出店日については、担当課と事業者で協議の上、決定するものとする。

### (4) 出店時間

出店時間は、原則、11時00分から14時00分までの間とする。ただし、当日分が売り切れた場合は、その時点で営業を終了しても良いこととする。

なお、具体的な出店時間については、担当課と事業者で協議の上、決定するものとする。

## 6 連絡調整・報告等

事業者は、毎月25日までに、出店日時の調整、本学の行事予定の確認、販売食品に関すること（販売食品や値段の変更等を含む。）、販売状況、学生等からの意見・苦情等について、担当課と打合せを行うこと。

また、各四半期の翌月に、各月の売上金、販売数量等に関する情報を担当課に報告すること。

## 7 サービス水準の確保

事業者は、大学の敷地内での販売であることを勘案し、学生等に対するサービスの向上に努めること。

## 8 賠償責任

事業者は、販売（衛生管理を含む。）等に起因する事故及び本法人の施設・設備の汚損等に関する賠償（原状復旧等）に関し、本法人及び第三者への賠償は速やかに対応しなければならない。

## 9 その他

本公募要領に定めのない事項については、本法人と事業者で協議の上、決定するものとする。

## 10 企画提案書への記載内容等

### (1) 企画提案

#### ① 学生等へのサービス向上への配慮

- ・満足できるメニューの構成・価格（写真、必要に応じて説明を記載）

#### ② 移動型店舗の詳細

- ・移動販売に使用する移動型店舗（移動販売車等）についての詳細

#### ③ 環境等への配慮

- ・ゴミ処理方法及び適切な清掃

#### ④ 安定的・継続的な販売

- ・店舗、移動型店舗（移動販売車等）の出店数
- ・衛生管理（販売までの流れ）
- ・苦情・要望等に対する対応

### (2) 経営状況等

#### ① 会社概要についての説明資料

- ・会社のパンフレット、直近の決算報告書など

#### ② 応募資格に関して証明できるもの

- ・大分市保健所の営業許可証（有効期限内のもの）（写）
- ・食品衛生責任者であることを確認できるもの（写）
- ・直近の納税証明書（写）

#### ③ 店舗、移動型店舗（移動販売車等）による実績

#### ④ その他 参考資料

- ・協力事業者に関する資料等

## 11 企画提案書等の提出

「企画提案書・誓約書（様式2）」に「応募申込書（様式1）」を添えて提出すること。

(1) 公募期間

令和6年9月2日（月）から令和6年9月30日（月）17時（必着）

(2) 提出先

国立大学法人大分大学学生支援部学生・留学生支援課

〒870-1192 大分県大分市大字旦野原700番地

TEL 097-554-7452

Eメール seiksien@oita-u.ac.jp

(3) 提出方法

必要部数を持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等する場合は、配達記録が残る方法で提出すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本2部

(5) その他

- ・企画提案書の提出後は、追加及び変更は認めないこととする。
- ・企画提案書は、理由の如何を問わず返却しないこととする。
- ・企画提案書に係る費用は、全て応募者の負担とする。

1.2 質疑の受付

本件に係る質疑は、原則としてEメール（任意の様式）で行うこと。

なお、質疑の受付締切日は、令和6年9月30日（月）17時とする。

1.3 審査及び事業者選定の流れ

(1) 審査方法

本法人において、本公募要領に基づく企画提案書の内容等を総合的に審査し、事業者を選定する。

なお「4 応募資格及び応募要件」の項目については必須条件とする。

本法人から事業者に対して、企画提案書の内容等についての確認、追加資料の提出等の要請があった場合は、誠実に対応すること。また、提出書類を含め、企画提案書の内容に虚偽が認められた場合には失格とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年10月18日（金）までに、本法人から文書にて通知する。

なお、選定された事業者のみ公表する。

(3) 事業者との契約手続き

本法人と選定された事業者で協議を行い、協議が整った場合に、移動販売に関する契約を締結するものとする。